

処 分 基 準

令和5年4月13日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 項	第15条
処 分 の 概 要	遠隔操作型小型車の遠隔操作者に対する指示
原 権 者	警察官
法 令 の 定 め	道路交通法第15条
処 分 基 準	別紙のとおり
問 合 せ 先	警察本部交通部交通総務課 (048 - 832 - 0110 (代))
備 考	